

船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置等に関する経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する児童発達支援事業所とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する事業を提供するものをいい、放課後等デイサービス事業所とは、同法同条第4項に規定する事業を提供するものをいい、送迎用バスとは厚生労働省発「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の2に規定するものをいい、安全装置とは同通知第三の3に規定するものをいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 令和4年9月5日以降に別表第1に掲げる事業を実施する際、備品購入等に係る費用を補助する。なお、補助率は別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、別表第2に掲げる事業所を運営する者とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象経費内訳書
- (2) 領収書などの対象経費を証明できる書類
- (3) 設置または導入した製品名及び経費の内訳が分かる書類（請求明細等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226

号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

2 市長は、第5条第2項ただし書の規定による交付の申請があったときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)

第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 申請者は、前項に規定する財産について、その台帳を作成して管理状況を明らかにするとともに、当該財産の内容について市長に報告しなければならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

4 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合には、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(関係帳簿の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の

機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

別表第1 補助対象経費

事業名	補助対象経費	補助率
送迎用バス安全対策事業	送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行う際に係る購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	10/10 ※1車両あたり1台を設置するものとし、1台あたり175千円までを上限とする。
ICTを活用した子どもの見守り事業	ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入する際に係る購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、導入費用	4/5 ※1事業所あたり200千円を上限とする。
登降園管理システム導入事業	適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入する際に係る購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、導入費用	4/5 ※端末購入を行わない場合…1事業所あたり200千円 ※端末購入を行う場合…1事業所あたり700千円

別表第2 補助対象者

事業名	補助対象施設
送迎用バス安全対策事業	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所
ICTを活用した子どもの見守り事業	児童発達支援事業所
登降園管理システム導入事業	児童発達支援事業所

第1号様式

船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金交付申請書

令和 年 月 日

船橋市長あて

所在地
申請者 名 称
代表者職氏名
電話番号

船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金の交付を受けたいので、船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 対象経費内訳書
- (2) 領収書などの対象経費を証明できる書類
- (3) 設置または導入した製品名及び経費の内訳が分かる書類（請求明細等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を対象経費に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を対象経費に含めて補助金交付額を算定 ※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

② ①で「消費税を対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

<input type="checkbox"/> 免税事業者である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/> その他（ ）

第3号様式

船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

所在地
申請者 名称
代表者職氏名
電話番号

令和 年 月 日付船療第 号により交付決定があった船橋市障害児
通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

金 _____ 円

2. 確定申告により確定した船橋市障害児通所支援事業所送迎用バス安全対策事業等
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない
場合も0円と記載すること）

金 _____ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

4 添付資料

- ・返還額算出シート
(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定
収入割合が5%を超える事業者は添付不要)
- ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり